藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第694号

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市教育委員会 委員長 井上 公基 様

> 藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成25年)11月21日付けで諮問(第694号)された 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。) 第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人 通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり必要な個人情報を,目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を 省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 学校給食費について

学校給食に係る経費については,学校給食法第11条に基づき,光熱

水費等の調理施設の維持管理費及び調理員等の人件費は市が負担し,これ以外の経費である食材費(以下「学校給食費」という。)は,学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとなっている。

本市では、市立小学校(35校)及び特別支援学校(1校)において学校給食を実施しており、学校給食費は、小学校及び特別支援学校小学部児童が月額4、100円、特別支援学校中学部及び高等部生徒の給食費が月額4、800円となっている。また、食物アレルギー等により牛乳の飲用を止められている場合は、小学校及び特別支援学校小学部児童が月額3、320円、特別支援学校中学部及び高等部生徒の給食費が月額4、020円となっている。

イ 徴収管理における課題

現在,本市の学校給食費は,各学校給食実施校が口座振替若しくは現金で徴収管理を行い,食材業者へ直接支払いを行う会計処理(以下「私会計」という。)を行っているが,学校現場において,次のような課題を抱えている。

- (ア) 学校給食費の徴収,食材の購入,及び支払いは各学校で行っているが,法的に管理者が明確でない。
- (イ) 教職員が毎月集金,集計,食材費の支出管理及び未納者へ対する督促業務を行っており,当該業務が負担となっていることで,教育活動に充てる時間の確保が図れない。
- (ウ) 現金での集金は、安全管理上の問題がある。
- (I) 未納金の状況により、食材業者への支払いが遅延する。

ウ 課題への対応

そこで,各学校で執行している学校給食費に係る業務を市(学校給食課)で一括管理し,会計処理を現在の私会計から本市の歳入歳出予算に計上する会計処理(以下「公会計」という。)へ移行することにより,次のとおり課題の解決を図ることとした。

- (ア) 学校給食費を市の予算に位置づけ、予算、決算、監査等、 市の会計ルールに基づいて管理及び運用を行うことにより、 会計の透明性及び公平性を向上させる。
- (イ) 学校給食費の徴収,集計,食材費の支出管理及び未納者に対する督促業務を市(学校給食課)が一括管理することで,これまで各学校の教職員にかかっていた負担を軽減し,教育時間の確保を図る。

- (ウ) 学校での現金収受をなくし、安全性を確保する。
- (I) 学校指定の金融機関のみで行っている口座振替を,市の指定金融機関等から選択できるようにし,保護者の利便性の向上を図る。
- (オ) 市契約規則に則った執行管理により,遅滞なく食材業者への支払いを行う。
- エ 公会計化で必要となる業務

学校給食費の公会計化によって,これまで各学校が給食費の徴収から管理まで行っていた業務を,市が一括して行う。このため,学校給食課では,学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の振替口座の登録業務(以下「本業務」という。)が新たに必要になる。

本業務の開始にあたっては、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に対し「口座振替依頼書」の提出を求める必要があるが、平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生の保護者約2万3千人に対して確実に配布し、回収するためには、既に市内の児童や保護者の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課の学齢簿の情報(以下「個人情報」という。)を利用させることが必要かつ合理的であると考えられる。

以上の業務を行うことから、個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略及びコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

なお,本業務は,今後も児童又は生徒の入学,転入等により随時必要となるので,学務保健課の学齢簿の情報を利用させることについて,包括的な承認を求める。

- (2) 個人情報を目的外利用させることについて
 - ア 目的外利用させる課

学校給食課

イ 目的外利用させる個人情報の項目について

本業務で必要とする個人情報は,学齢簿の記載事項のうち,次の3項目である。

学校名,学年,児童・生徒氏名

ウ 目的外に利用させることの必要性について

本業務で必要とする個人情報は,平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生に関する情報である。対象者は約2万3千人にのぼり,全員の個人情報を本人から個別に収集するとするなら

ば、莫大な時間、労力、費用を要する。また、情報の収集段階で手間取ってしまうと、収集後に口座情報の登録までを行う業務の執行に著しい支障がある。さらに、後述のとおり、本業務はコンピュータ処理にて行うため、個人情報を電子データで保有している学務保健課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから,迅速かつ合理的に本業務を進めるためには,学務保健課の個人情報を目的外利用させる必要があると考える。

(3) 個人情報の引渡し方法について

平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生の情報については、学務保健課がコンピュータで管理している学齢簿のデータベースから、学校給食課が必要とする3項目をCSVファイルで抽出後、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体(USBメモリを予定)に保存し、双方の職員同士が直接引渡しを行う。

また,給食費管理システムの本稼働後,平成28年度以降の新入生や転入等により随時処理を行う児童及び生徒の情報については,学齢簿のデータベースからオンラインで給食費管理システムに取込ませることにより,外部媒体に出力することなく,個人情報の引渡しを行う。

- (4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について 今回利用させる個人情報は、約2万3千件になることから、通知すべき 相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効 率性が著しく損なわれることから、事前の個別通知は省略するが、学校給 食課において、口座振込依頼書を配布する際に「個人情報を本人以外のも のから収集し、目的外利用させること」についての通知文書を同封するこ とで、対象者(保護者)に対して周知を行う。
- (5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性について 本業務のために利用させる個人情報は、約2万3千人分にのぼり、 抽出件数及び情報量が非常に多いので、事務処理を効率的に行うた めにコンピュータ処理が必要となる。

(6) 安全対策について

個人情報を引渡す学校給食課には,次のとおり安全対策に努めさせる。 ア 給食費管理システムは,学務保健課のデータベースからデータの取込 みを行うが,アカウント設定により,必要なデータ以外へのアクセス権 限を付与しない。

イ 学校給食課がサーバ室に設置されているサーバにアクセスする際は 生体認証を設定すると共に,サーバに接続する際及び給食費管理システ ムにもパスワードを設定し,使用を所属長に許可された必要最小限の学校給食課職員に限定する。

- ウ 当該個人情報について,本業務以外の目的で使用しない。また,第三 者への提供は行わない。
- エ USBメモリ等の媒体を使用する場合,パスワード設定や生体認証などが可能な物を使用する。
- オ 媒体の管理については、管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないよう施錠可能なキャビネットに保管する。
- カ 業務終了により不要になったデータは,速やかに消去する。
- キ やむを得ず紙に出力したデータについては、シュレッダーなどにより 確実かつ速やかに廃棄する。

以上,個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」,「藤沢市情報セキュリティポリシー < 基本方針 > 」,「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」,「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し,個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7)実施時期

2015年(平成27年)1月以降

(8)提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

実施機関では個人情報を目的外に利用させる必要性について,次のように述べている。

本業務で必要とする個人情報は,平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生に関する情報である。対象者は約2万3千人にのぼり,全員の個人情報を本人から個別に収集するとするならば,莫大な時間,労力,費用を要する。また,情報の収集段階で手間取ってしまうと,収集後に口座情報の登録までを行う業務の執行に著しい支障がある。さらに,後述のとおり,本業務はコンピュータ処理にて行うため,既に個人情報を電子データで保有している学務保健課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから,迅速かつ合理的に本業務を進めるためには,学務保健

課の個人情報を目的外利用させる必要があると考える。

以上のことから判断すると,個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について実施機関では,今回利用させる個人情報は,約2万3千件になることから,通知すべき相手が多数で,通知する費用や事務量が過分に必要となり,事務処理の効率性が著しく損なわれることから,事前の個別通知は省略するが,学校給食課において,口座振込依頼書を配布する際に「個人情報を本人以外のものから収集し,目的外利用させること」についての通知文書を同封することで,対象者(保護者)に対して周知を行う,としている。

以上のことから判断すると,本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、本業務のために利用させる個人情報は、約2万3千人分にのぼり、抽出件数及び情報量が非常に多いので、事務処理を効率的に行うためにコンピュータ処理が必要となる、としている。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(6)アからキにおいて示す安全対策は次のとおりである。

- (a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよう にするための措置 ア,イ
- (b) 利用後にデータを確実に消去するための措置 カ
- (c) 利用時に不必要となった個人情報を確実に廃棄するための措置 キ
- (d) データ媒体の安全性を高めるための措置 エ,オ
- (e) 実施機関の安全対策を高めるための措置 ウ

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは適当であると 認められる。